

参考資料 1 土地利用区分の定義

利用区分	定義	解説
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であつて畦畔を含む。	農地法第2条第1項に定める農地、すなわち、耕作の目的であつて、畦畔を含み、「作物統計」において「田」及び「畑」とされている土地をいう。
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。 なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれるが、一方、農地や宅地等にある樹林地は森林には含まれない。
(1) 国有林	林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林の合計である。	ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林から採草放牧地を除いたもの。 イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項で定める森林。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であつて同法同条第3項に定めるもの。	
3 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地である。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」と「採草放牧地」から林野庁所管の国有林を除いた土地をいう。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分である。国土利用計画では、水面とは湖沼（人造湖及び天然湖沼）とため池の満水時の水域部分、河川とは河川法による一級河川、二級河川、及び準用河川の河川区域、水路とは農業用排水路としている。
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。	
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川、及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	
(3) 水路	農業用排水路。	

利用区分	定 義	解 説
5 道路	一般道路、農道、及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	人、車両等の交通の用に供される道で、一般道路、農道、林道がある。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等から構成される。
(1)一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	一般交通の用に供する道路で、農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
(2)農道	農地面積に一定率を乗じた農道。	農作物及び営農資財の輸送及び営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。
(3)林道	国有林林道及び民有林林道。	林産物の輸送ないし林業経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路をいう。国土利用計画では、国有林林道及び民有林林道兩者のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道である。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	一般的には、住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画における宅地は、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地が含まれる。
(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。
(2)工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	一般的には、工業生産を行うための土地である。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の事務所の敷地としている。

利用区分	定義	解説
(3)その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	<p>国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などがこれに含まれる。</p> <p><市内の主な施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配送センター ・トヨタ博物館
ア商業地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地のうち、市街化区域内で商業用地としての土地利用を想定する宅地。	市街化区域におけるその他宅地のうち、特に商業用地としての土地利用を想定する地区。
7 その他	市域面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	<p>国土利用計画では、市域面積のうち、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地のいずれにも該当しない土地をいう。具体的には、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公共・公益施設用地、レクリエーション用地、他の利用区分に属さない低・未利用地（耕作放棄地、工場・交通施設の跡地等）などが含まれる。</p> <p><市内の主な施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・大学 ・愛知県農業総合試験場 ・愛・地球博記念公園等の公園緑地 ・文化の家 ・車両置場
8 合計	国土交通省国土地理院公表の数値による。	「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）の面積とする。
9 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。	<p>国土利用計画では、「国勢調査」の定義による人口集中地区（D I D）をいう。</p> <p>なお、土地区画整理事業等により整備され、今後、人口定着等によりD I Dとなることが想定される地区を含める場合は「市街地等」と表現している。</p>
10 都市機能集積区域	さまざまな都市機能が集積した土地利用を想定する区域。	商業施設、駅前広場、公園等が集積するリニモ長久手古戦場駅北側や、行政サービス機能、防災拠点機能、健康づくりセンターの機能を備えた総合体育館等を集積させる市役所周辺の区域。様々な都市機能が集積して複合拠点を形成する区域。